

墨田区監査委員公告第 4 号

令和 3 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 3 年 10 月 22 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	鞆 宣 子

令和3年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 墨田区福祉事務所処務規程に定める所長が決定を行うものを、館長の専決としているものがあった。(子育て支援総合センター)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 特別保育事業については、区長の権限を福祉事務所長に委任しているが、子育て支援総合センターで行う特別保育事業について、本来館長の専決事項でないものを、館長の専決としていたもので、これは、墨田区福祉事務所処務規程等の確認が不足していたことにより、今回の指摘事項となった。</p> <p>今後については、規程等の確認を徹底するとともに、子育て支援総合センターの特別保育事業については、他の課での特別保育事業における決定区分とあわせて、館長専決とするよう、墨田区福祉事務所処務規程の改正について検討する。</p>

令和3年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>今回の監査で挙げた指摘事項は、事案の決定手続における決定を行う者の区分の誤りであり、これまでも指摘しているところである。また、指導・注意事項に挙げた現金出納に係る帳簿や郵券等の受払簿の不備、記帳漏れや記帳誤りなどは多くの施設で見受けられた。いずれもその原因の多くは事務の執行が前例踏襲で行われ、帳簿等の管理が担当者に一任されるなど、チェック体制が十分機能していないことと考えられる。今後もこのような誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度を十分活用するとともに、複数職員による執行の確認や上司等のチェック体制の強化など組織として再発防止に取り組み、さらに職員一人ひとりにおいても知識の習得と意識の向上を図られたい。</p> <p>昨年度、複数あった特殊勤務手当の誤支給については、令和2年度定期監査（第2回）に引き続き、今回の監査においても確認されなかったことは評価したい。今後も引き続き誤支給のないよう取り組まれたい。</p> <p>(2) 施設等の安全管理について</p> <p>施設における利用者の安全管理について、防火防災管理体制や避難経路、消防用設備等の状況、さらには区立学校における毒物・劇物の管理状況等の確認を行っているが、今回の監査においては、複</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>指摘のあった事案決定手続における決定区分の誤りについては、「墨田区事案決定規程」等の確認を行うなど指導を徹底してきているところであるが、今年度の内部統制の実施においても、引き続き、区長が取組を指示した事務とするとともに、優れた取組事例を各課に紹介するなど、全庁において取組を徹底する。</p> <p>指導・注意事項で挙げられた現金出納に係る帳簿や郵券等の受払簿の不備、記帳漏れや記帳誤りなどについても、内部統制制度を活用し、各課でリスク管理を徹底して行うこと等により、再発防止を図っていく。職場ごとにある自らのリスクを自覚することにより、組織としてのチェック体制を構築し、マニュアルの再点検、知識の習得などに取り組んでいけるよう働きかけていく。</p> <p>特殊勤務手当については、今後も内部統制の成果が出せるように、研修の開催や全職員への周知など具体的な事例を通して指導・啓発をしていく。</p> <p>(2) 施設等の安全管理について</p> <p>事業所において非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物などを置いていたことについては、マニュアルの整備など、定期点検を徹底し、防火・防災に取り組むよう安全管理の指導をしていく。</p>

数の施設で非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物が置かれ、災害時・緊急時の安全が確保されていない状況が見受けられた。

施設においては利用者の安全を第一に考え、常に点検を怠らず、徹底して防火・防災に取り組み、利用者の安全確保に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策において、出先事業所では消毒や換気、飛沫防止用のパネルの設置などの処置が施されていることを昨年度同様確認した。昨年度は感染拡大の状況を考慮し監査を中止した区立学校・幼稚園においても、今回の監査で消毒や換気、登校・登園時の検温等の処置が施されていることが確認できた。引き続き徹底して感染拡大防止策に取り組みたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策については、引き続き徹底して行っていく。

令和3年度 定期監査（第1回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適正な事務処理について</p> <p>今回の監査で挙げた指摘事項は、事案の決定手続における決定を行う者の区分の誤りであり、これまでも指摘しているところである。また、指導・注意事項に挙げた現金出納に係る帳簿や郵券等の受払簿の不備、記帳漏れや記帳誤りなどは多くの施設で見受けられた。いずれもその原因の多くは事務の執行が前例踏襲で行われ、帳簿等の管理が担当者に一任されるなど、チェック体制が十分機能していないことと考えられる。今後もこのような誤りを繰り返すことのないよう、内部統制制度を十分活用するとともに、複数職員による執行の確認や上司等のチェック体制の強化など組織として再発防止に取り組み、さらに職員一人ひとりにおいても知識の習得と意識の向上を図られたい。</p> <p>(2) 施設等の安全管理について</p> <p>施設における利用者の安全管理について、防火防災管理体制や避難経路、消防用設備等の状況、さらには区立学校における毒物・劇物の管理状況等の確認を行っているが、今回の監査においては、複数の施設で非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物が置かれ、災害時・緊急時の安全が確保されていない状況が見受けられた。</p> <p>施設においては利用者の安全を第一に考え、常に点検を怠らず、徹底して防火・防災に取り組み、利用者の安全確保に努められたい。</p>	<p>(1) 適正な事務処理について</p> <p>教育委員会の所管施設においては、指摘事項はなかったが、依然として帳簿等の記帳漏れや記帳誤り、システム入力等の誤り等が散見された。</p> <p>今後とも、文書等による職員への定期的な注意喚起や、チェック体制を更に強化し、組織としての再発防止策を更に推進していく。</p> <p>また、学校における事務処理については、毎年の監査において指導・注意のあった項目ごとに集計を行い、重要かつ起こりやすい誤り等を抽出し、重点的に指導するなど、引き続き、教育委員会事務局内での指導体制を整え、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、直接学校に出向いて、チェック・助言するなど、適正な事務処理についての指導を徹底していく。</p> <p>(2) 施設等の安全管理について</p> <p>施設の安全管理については、非常口扉や屋内消火栓、消火器の前に障害物が置かれている施設が複数あった。各施設は、利用者の安全が第一であること等について、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、直接学校に出向いて、チェック・助言するなど、施設等の安全管理について指導を徹底していく。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大防止策についても、引き続き、施設内の換気・消毒はもとより、マスクの着用、ソーシャルデ</p>

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策において、出先事業所では消毒や換気、飛沫防止用のパネルの設置などの処置が施されていることを昨年度同様確認した。昨年度は感染拡大の状況を考慮し監査を中止した区立学校・幼稚園においても、今回の監査で消毒や換気、登校・登園時の検温等の処置が施されていることが確認できた。引き続き徹底して感染拡大防止策に取り組まれない。

インスタンスの確保、検温の実施等、徹底した対策を講じていく。